

令和6年11月8日（金）  
生活再建支援課 課長 東崎  
外線 076-225-1962

## 令和6年能登半島地震にかかる賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の 入居申込期限について

### 1 概要

令和6年能登半島地震により、住宅に大きな被害を受けた方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供しています。

発災以降、これまでに避難者数が大きく減少しており、建設型を含めた応急的な住まいの確保が着実に進んでいることから、賃貸型応急住宅の申込期限について下記のとおりとします。

### 2 申込期限

令和7年1月31日（金）

### 3 留意事項

- （1）やむを得ない理由で期限までに申込みができない場合は、上記期限までに別添の「理由書」を市町に提出します。
- （2）「理由書」の提出により、申込みが認められた場合については、令和7年3月31日（月）まで賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の申込みが可能です。
- （3）低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）については、現在のところ申込期限を定めておりません。

#### 該当となる方の例

- ・入院しており、申込手続きができない。
- ・り災証明書のり災区分が再調査により確定していない。 など

